

～子どもに家庭の暮らしを～

フosterホーム(養育里親)になりませんか?



子どもを一定期間(期間は子どもによって数日から数年と様々です)
ご自宅で預かってくださる方を募集します

上田市、佐久市、小諸市、東御市、坂城町、立科町、長和町、青木村が対象です

うえだ里親支援センターでは、様々な事情により自分の家族と暮らせない子どもが、
地域の里親家庭で暮らすことができるよう
「フosterホーム」の推進に取り組んでいます。

“フosterホーム”はうえだ里親支援センターと一緒に歩み、子育てをする養育里親のことを言います。



★ 具体的なご相談でなくても、お気軽に下記連絡先へお問い合わせください ★

うえだ里親支援センター

〒386-0027 長野県上田市常磐城2256-1 敬老園本部 3階

電話 ☎0268-28-1192
メール kateiyougo@keiroen.or.jp
WEB <http://uedasatooya.keiroen.or.jp/>

ホームページ



うえだ里親支援センターは長野県知事から認可を受けた児童福祉施設です。

長野県の現状

様々な事情により、自宅で生活できない子どもが約600人います。自宅で生活できない子ども達の多くは、地域から離れて乳児院や児童養護施設といった施設で暮らしています。

長野県で様々な事情により、自宅で生活できない子どもの数



地域で子どもを育てる

子ども達は地域の支えがあれば、慣れ親しんだ地域を離れずに住み続けることができます。その一つが「フォスターホーム」です。フォスターホームとは、一定期間自宅で預かり育ててくださるご家庭（養育里親）のことです。

私たちは、一人でも多くの子ども達が「家庭」という環境の中で生活をし、地域社会の中でその子らしく成長していくことができるように「育ちのサポート」をしていきたいと考えています。

フォスターホームになるためには

フォスターホームになるためには、特別な資格は必要ありません。子どもの養育についての理解・愛情をもっている等の要件を満たせば、どなたでも申し込むことができますが、長野県の養育里親として認定されることが必要です。

養育里親とフォスターホームはどう違うの？

どちらも里親制度に基づく養育里親であることは変わりありません。子どもが安心して里親の家庭で暮らせるよう、児童相談所と連携して里親養育をサポートします。うえだ里親支援センターと一緒に歩み、子育てをする養育里親を愛称でフォスターホームと呼んでいます。

養育里親になるまでの流れ

お問い合わせから登録まで一貫してうえだ里親支援センターがサポートします。



経済的負担について

フォスターホームには、国や県の規定に基づき、子どもの養育費として里親手当、生活費、学校教育費、子どもの医療費などが支給されます。

【「養育里親」とは】 児童福祉法の規定に基づいて、家族と暮らせない子どもを自分の家庭に迎え入れて、その成長をサポートする人を「里親」と言います。養育里親は、子どもを一定期間、自分の家庭に迎えて養育する里親です。長野県で生まれた全ての子どもが、家庭の中で成長していく、そんな当たり前の未来を目指して、わたしたちは日々活動しています。